

三原市浄化槽工事施工要領

平成 29 年 12 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要領は、三原市浄化槽取扱指導要綱（平成 20 年要綱第 15 号）第 8 条に定める、浄化槽工事について適切な施工とすることを目的として、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要領において、「浄化槽」とは建築基準法第 31 条第 2 項並びに浄化槽法第 2 条第 1 号、同法第 3 条の 2 及び浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する合併処理浄化槽をいう。

(浄化槽の工事)

第 3 条 ユニット型浄化槽の施工に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 基礎工事（ ）内の数値は 51～500 人槽以下

- ア 栗石・砕石地業の仕上がりは 100（150）mm 以上とすること
- イ 捨てコンクリートは 50（50）mm 以上打設すること
- ウ 底板コンクリートの厚さは 150（200）mm 以上とすること
- エ 配筋は D10-@200mm（シングル）（D13-@200mm（ダブル））とすること
- オ スペーサーを用い鉄筋のかぶり厚 60mm 以上とすること

(2) 据付工事

- ア ベースコンクリートの上に、通り芯、浄化槽の位置等の墨出しを行う
- イ ベースコンクリートの上の異物を除去すること
- ウ 埋め戻しの前に水張りを行うこと
- エ 埋め戻しの際に、本体の開口部から土砂が入らないようにすること
- オ 埋め戻しの際に、水締め及びつき固めを複数回に分けて行い、浄化槽の左右交互に振り分けること
- カ 浄化槽の嵩上げは原則として 300mm 以内とすること。300mm を超える場合は、ピット構造とする等、維持管理が適切に行えるようにすること
- キ 上部スラブ厚 100mm 以上とすること
- ク 上部スラブの配筋は D10-@200mm とし、マンホール開口部には周囲に補強筋を施すこと
- ケ 上部スラブの鉄筋のかぶり厚 50mm 以上とすること

(3) 配管工事

- ア 本管の径は ϕ 100mm 以上とし、勾配は管径の 100 分の 1 以上とすること
- イ 原則として埋設配管とするが、やむを得ず露出配管とする場合は VP 管を使用すること
- ウ 土被りは原則として 200mm 以上とするが、やむを得ず 200mm 未満となる場合は、VP 管施工、コンクリート保護等の措置を行うこと
- エ 既設配管を利用する場合は、老朽化による破損等がないか確認すること
- オ 二重トラップとなるような配管をしてはならない

(4) 排水柵の設置

- ア 流入側の柵はインバート柵を使用すること
- イ 便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、鋭角に合流するように柵を下流に設置する。このような設置ができない場合、柵における落差を十分(30mm以上)確保すること
- ウ 敷地排水管の直管が長い場合は、管内径の120倍を超えない範囲内ごとに設けること
- エ 敷地排水管の起点
- オ 敷地排水管の合流箇所及び方向転換箇所(45度を超える角度)
- カ 勾配が著しく変化する箇所
- キ 敷地排水管の新設管と既設管の接続箇所
- ク 浄化槽の直前及び直後(概ね1,000mm以内の設置とするが、やむを得ず1,000mmを超える場合は、保守点検業者等と協議し、適切な維持管理が行えることの確認をとること)
- ケ その他清掃・点検などで必要な箇所

(5) 特殊な配管(床下配管集合システム)

- ア 各排水器具からの距離は可能な限り短くするとともに、曲がりの数も可能な限り少なくすること
- イ 上部には、室内から設置状況が目視できる位置に点検口を設けること
- ウ 定期的なメンテナンスが容易に行える場所に設置すること
- エ 必要な箇所に通気管を設けること

(6) ポンプ槽工事

- ア 原水(流入)ポンプ槽は構造基準に示された構造とし、スクリーン、計量装置を備えた構造とすること
- イ 原水(流入)ポンプの1日当たりの送水量は、1台ごとに、日平均汚水量の概ね2.5倍に相当する量とすること
- ウ 原水(流入)ポンプ槽の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること
- エ 放流ポンプ槽のポンプは、2台自動交互運転、非常時2台同時運転、着脱が可能とすること
- オ ポンプは2台以上備え、閉塞が生じがたい構造とすること
- カ ポンプ配管には、必ず逆流防止弁を設けること

(7) 支柱工事

- ア 常時の車両進入の有無に関わらず、車両進入が可能であれば支柱を設置すること
- イ 支柱の径はφ150mm以上とし、基礎鉄筋及び上部鉄筋と筋結させること
- ウ 支柱はヒューム管若しくはボイドを用いること

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は生活環境課との協議によるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。